

西はりま消防組合公告第13号

一般競争入札を次のとおり公告する。

平成26年9月1日

西はりま消防組合管理者 栗原 一

- 1 入札する工事  
西はりま第15号 たつの消防署御津出張所雨漏修繕工事

入札募集情報

平成26年9月1日公告

工事番号	西はりま第15号
工事名	たつの消防署御津出張所雨漏修繕工事
施工場所	たつの市御津町岩見 地内
施工期限	契約締結日から平成26年11月28日まで
工事担当課	西はりま消防組合たつの消防署
工事概要	御津出張所 屋上既設シート防水層撤去及び貼付け 2階既設アルミ金物・シート防水層部分撤去、下地処理等
入札参加形態	単体
入札参加資格 (全項目に該当する者)	<p>① 登録要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西はりま消防組合又は構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿（建設工事）に工種が建築一式工事で登録がある者で、かつ、入札参加受付期間終了までに西はりま消防組合の入札参加資格者名簿に登録している、又はすることができるもの</li> </ul> <p>② 住所要件・総合評定値等</p> <p>西はりま消防組合管内に本店を有する者 総合評定値 300点以上 完成工事高の平均が0でない者</p> <p>総合評定値は、公告日現在に有効な経営事項審査結果通知書における登録要件の工種による。</p> <p>③ 技術者要件（複数の配置予定技術者届出可）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①の工種の技術資格を有する適正な技術者を配置できる者</li> <li>専任・兼務の別／専任</li> </ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公告日から開札日までの間、西はりま消防組合、構成市町又は兵庫県から指名停止を受けていない者</li> <li>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者</li> <li>会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けたものはこの限りでない。</li> <li>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</li> </ul>
予定価格	事後公表

最低制限価格等	① 最低制限価格制度の適用／有 ② 算定における直接工事費の10%減額措置の適用／有 ※「建設工事及び建設コンサル等における失格基準の算定方法について」参照
入札参加申込書類	一般競争入札参加申込書（工事用）（別紙1） 配置予定技術者調書（別紙3）
入札参加受付期間	公告日から平成26年9月9日（火） （開庁日の8時30分から17時）までに上記申込書類を西はりま消防組合消防本部総務課まで持参（郵送不可）
設計図書等の入手方法等	入札参加資格確認結果通知書交付時に設計図書等の配布を行う。
入札参加資格確認結果通知書の交付	平成26年9月10日（火）13時～17時までの間 西はりま消防組合消防本部総務課において交付
質問方法	入札参加資格確認結果通知書の交付から平成26年9月17日（水）16時までに質問書（別紙4）により西はりま消防組合消防本部総務課（Fax0791-72-6119）へFax送信（送信後に確認の電話必要）
回答方法	平成26年9月19日（金）に西はりま消防組合 Facebook で公表
入札書提出方法等	郵便入札（専用封筒を使用し、書類郵便にて期間内に龍野郵便局必着） ① 応募（同封）書類 ・ 入札書（任意の別封筒に封入封かん） ・ 積算内訳書（様式任意） ② 応募期限 平成26年9月26日（金）まで
入札（開札）	① 日時 平成26年9月30日（火） 14時00分予定 ② 場所 西はりま消防組合消防本部2階会議室 立会（任意）代表者又は立会人委任状及び受任者印を持参した者は立会人となることができる。
落札となるべき同額入札者が2人以上の場合の落札決定	開札の結果、落札となるべき同額入札者が2人以上あるときは、入札者本人又は代理人（委任状が必要）が、その場でくじ引きにより落札者を決定する。 ただし、同額入札者（代理人）の一部又は、全員が入札会場にいない場合は、開札日の翌日（休日のときは直後の開庁日）14時から西はりま消防組合消防本部総務課においてくじ引きを実施し落札者を決定する。 なお、くじ引きに参加できない同額入札者（代理人）があるときは、当該入札事務に関係のない西はりま消防組合職員が代わってくじを引くこととする。
保証金	入札保証金 / 免除 契約保証金 / 契約金額の10%以上
支払条件	前金払の有無 / 無 部分払の有無 / 無

現場説明	無
事故補償対策	受注者は、事故等の発生時に第三者又は労働者等に与える損害賠償を填補するため、建設工事保険、組立保険、土木工事保険、火災保険、労働災害総合保険、請負業者賠償責任保険等、工事の種別、施工内容等に応じた任意保険の加入に努めること。
注意事項	<p>① 関係法令等入札に関する条件を熟知のうえ入札に参加のこと。</p> <p>② 受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出、発注者への報告等を怠ったときは、指名停止の対象となる。</p> <p>③ 指定の様式は、西はりま消防組合 Facebook（入札・契約情報）からダウンロードのうえ作成のこと。</p>



(別紙2)

施 工 実 績 調 書		商号又 は名称	
工事名称等	工事名		
	発注者名		
	施工場所		
	契約金額		
	納 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
工事概要等 (入札参加資格において、指示されたものがある場合は、特に関連事項について詳細に記入のこと。)			
特記事項 (入札参加資格において、指示されたものがある場合は、特に関連事項について詳細に記入のこと。)			

※ 入札参加資格に適合する工事について記入し、施工実績を証する書類（契約書又は契約履行証明書等の写し）を添付のこと。

※ 入札参加資格を満たす工事の概要等の内容が確認できる特記仕様書等の写しを添付のこと。

(別紙3)

配置予定技術者調書		商号又は名称	
専任の監理技術者等の氏名			
法令による国家資格名称等 (一級土木(建築)施工管理技士等)		名称 _____	
		取得年月日	年 月 日
		交付番号	第 号
工事 経 験	工 事 名 (入札参加資格に施工実績と同一工事と規定のあるものは当該工事名を、同等以上の工事と規定のあるものは、その工事名を記入)		
	従 事 役 職 名	<input type="checkbox"/> 現場代理人	<input type="checkbox"/> 主任技術者
		<input type="checkbox"/> 監理技術者	<input type="checkbox"/> ( )

※ 入札参加資格に規定された資格について、監理技術者資格者証(両面)の写し及び国家資格の合格証明書等の写し並びに雇用関係を証明するものの写しを添付のこと。

※ 工事名が施工実績調書と異なる場合は、その施工実績を証する書類を添付のこと。

(別紙4)

## 質 問 書

社名			
担当者			
電話		FAX	
E-mail			

### 【質問】

件名	西はりま第15号 たつの消防署御津出張所雨漏修繕工事



## 西はりま消防組合入札制度概要

### 【建設工事】

項目	内容	説明
制限付一般競争入札	予定価格 130万円超 1億5千万 円未満	管内業者(管内に本店を有するもの)を対象に参加を募 る。資格格付を基本に総合評定値・完成工事高等で入札 参加要件を設定し、入札参加機会と応札可能業者数の 均一化を図る。 工事内容によって応札可能な管内業者数が少ない場 合は、管内業者以外の参加を認めることがある。
	予定価格 1億5千万円以上	資格格付で入札参加可能な市内業者に加え、市外業 者についても地域条件、総合評定値、技術者、工事実績 等の入札参加要件により参加者を募集する。
指名競争入札	建設工事は原則、一般 競争入札とする。	指名競争入札の場合の指名業者数 1千万円未満 8 者、1千万円以上3千万円未満 10者、3千万円以上5千 万円未満 12者、5千万円以上 12者以上
入札方式	入札は原則、郵便方式 入札とする。	
予定価格	事後公表	
失格基準	最低制限価格制度 予定価格 130万円超 1億5千万円未満	最低制限価格は事後公表 ランダム係数により、下記基準額から当該基準額の0% ～0.009%の範囲内で減額した価格(千円未満端数切捨 て) 基準額=(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現 場管理費×0.8+一般管理費×0.55)
		※建築工事(建築・鋼構造物・解体等)、設備工事(機械器具設置・電気通信等)、委託業務 (除草・剪定等)等における直接工事費は、90%相当額に減額のうち算定する。 ※算定基準にない経費は、適宜類似する経費に算入する。(例 直接工事費:機器費、直接 制作費/共通仮設費:間接労務費/現場管理費:据付間接費、設計技術費、技術者間接 費、工場管理費)
低入札価格での受注 者に対する制約	契約保証金は3割、専任技 術者は2名とする。	通常、契約保証金は1割、専任技術者は1名
経審数値の取扱い	組合に届け出の4月1日時 点で有効な数値を1年間固 定	総合評定値、完成工事高は固定、技術職員の変更は可
設計額の公表	事後公表 (主要経費の 内訳含む。)	
前金払対象工事	設計金額が5百万円以上 の工事	
契約保証金の支払い	競争入札に付した全ての 工事に適用	
一般競争入札におけ る最低入札者	1人以上の入札者をもつ て入札は成立	指名競争入札については、案件ごとに入札成立の入札 者数を定める。
配置予定技術者	契約時に限り変更可	入札参加の際届け出た配置予定技術者は、契約時に 一回限り変更を認め、契約後は、原則変更を認めない。

技術者専任の取扱い	除草業務委託・点々補修工事等は兼務可	随意契約に加え、工期は長期であるが、実際の施工は短期の工事等については、兼務できることとする。
入札回数	原則2回以内	
入札参加業者名	事後公表	
入札参加資格者登録	新規登録者は登録後入札可	入札参加には原則、登録が必要
市内本店・支店所在地	移動後の取扱い	移動後1年間は、旧所在地での参加資格を有する。ただし、管外へ移動した者は、その時点で管内本支店登録の資格を失う。
募集情報(一般競争入札)の公表日	随時	西はりま消防組合ホームページにて公表
設計図書	原則実費販売	西はりま消防組合ホームページ等に掲載の場合は、ダウンロードによる無償配布
一般競争入札	原則、一般競争入札によることとし、事後審査型とする。	受託する業務に必要な許可・登録・届出、業務実績及び技術者資格等により入札参加要件を設定し公募する。
失格基準(委託業務)	最低制限価格制度 予定価格が50万円を超える建設工事関連業務	設計金額の2/3を基準額とし、建設工事と同様にランダム係数を乗じて算定する。(千円未満端数切捨て)

# 平成 26 年度 建設工事及び建設コンサル等における失格基準の算定方法について

平成 26 年 4 月  
西はりま消防組合

建設工事等の入札における失格基準（最低制限価格・調査基準最低価格等）の算定方法は次のとおりです。（除草等の委託業務と建設コンサル等の委託業務含む。）

## 1 最低制限価格（予定価格が130万円を超え1億5千万円未満の建設工事が対象）

### ① 算定基準

次により算出した**基準額**から**②の方法で減額した価格**とする。

$$\text{基準額} = \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

注1 上記の経費以外のものは、適宜いずれかの経費に算入する。（例 直接工事費：機器費、直接制作費／共通仮設費：間接労務費／現場管理費：据付間接費、設計技術費、技術者間接費、工場管理費）

注2 建築工事・設備工事などにおける直接工事費は90%相当額に減額のうち算出する。  
工種の目安 建築工事：建築、鋼構造物、解体等  
設備工事：機械器具設置、電気通信等

### ② 減額の方法

#### ・ 最低制限価格 = 基準額 × ランダム係数（1 - 減額率）

（千円未満（単価契約は円未満）の端数切捨て）

ランダム係数は、1～0.9991の範囲内で0.0001ごとの10通り

### ◆ ランダム係数の算定方法

#### 気象庁が公表したデータによりランダム係数を算出

使用するデータ：入札書提出締切日（翌日公表）の姫路地点における現地平均気圧、平均気温及び平均風速の合計値（再度入札の場合は再度入札書提出締切日の数値）

参照：気象庁 HP > 気象統計情報 > 最新の気象データ > 毎日の全国データ一覧表

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/synopday/index.html>

算定例

$$993.5(\text{現地平均気圧}) + 14.2(\text{平均気温}) + 2.1(\text{平均風速})$$

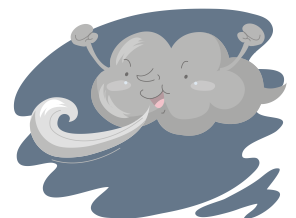
$$= 1,009.8$$

$$\underline{8} \text{ (下一桁)} \div 10000 = \boxed{0.0008} \rightarrow \text{減額率}$$

$$\boxed{7,654,350} \times (1 - 0.0008) = \boxed{7,648,000} \text{ (千円未満端数切捨て)}$$

$$\text{(基準額)} \times \text{(ランダム係数)} = \text{最低制限価格}$$

忸意性を排除し、透明性の向上に努めます



※ 持参方式入札又は事故等により気象データが使用できない場合は、電子計算機でランダムに抽出した数値を使用

## 2 低入札調査基準価格等（予定価格が1億5千万円以上の建設工事が対象）

### ① 調査基準価格の算定方法

次により算定した価格（千円未満の端数切捨て）とする。

$$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

※ 前述1の①注1及び注2と同様

※ ランダム係数による減額はしない。

※ 消防通信設備長期保守業務委託に係る調査基準価格は、保守の対象となる設備に係る建設工事により算出された調査基準価格を、当該建設工事に係る予定価格で除した割合（小数点第6位を四捨五入）を適用し、当該割合を消防通信設備長期保守業務の予定価格に乗じて得た額とする。

### ② 調査基準最低価格の算定方法

- 次により算出した基準額から1の②と同様の方法で減額した価格とする。

$$\text{基準額} = \text{直接工事費} \times 0.9 + \text{共通仮設費} \times 0.7 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

※ 前述1の①注1及び注2と同様

※ 消防通信設備長期保守業務委託に係る調査基準最低価格は、保守の対象となる設備に係る建設工事により算出された調査基準最低価格を、当該建設工事に係る予定価格で除した割合（小数点第6位を四捨五入）を適用し、当該割合を消防通信設備長期保守業務の予定価格に乗じて得た額とする。

- 減額の方法

前述1の②と同様。「最低制限価格」は「調査基準最低価格」と読替える。

## 3 建設コンサル等の委託業務（予定価格が50万円を超える建設工事関連業務が対象）

最低制限価格の算定基準

$$\text{最低制限価格} = \text{基準額} (\text{設計金額} \times 2 / 3) \times \text{ランダム係数} (1 - \text{減額率})$$

（ランダム係数は、建設工事と同様の方法で算出／千円未満の端数切捨て）

## 西はりま消防組合一般競争入札 Q &amp; A

質 問	回 答
<b>1 参加申請</b>	
参加しようとする <b>工種の経営規模等評価結果通知書の完成工事高がない場合でも</b> 入札参加申込みがきますか。	参加できません。 参加できるのは、参加しようとする工種の <b>経営規模等評価結果通知書の完成工事高の平均が0（ゼロ）でないもの</b> になります。
<b>2 設計図書等</b>	
入札参加申込書類の郵送料は、全て入札参加希望者の負担となるのですか。	入札のために要した費用は、 <b>全て入札参加希望者の負担</b> となります。
<b>3 配置技術者</b>	
入札参加申込みで記載した配置予定 <b>技術者は、落札後や契約後に変更</b> できますか。	入札参加の際届出た配置予定技術者は、 <b>契約時に変更を認めます</b> 。契約後は、退職、死亡等極めて特別な理由がある場合を除き、 <b>変更は認めません</b> 。 なお、機械器具設置工事等において、機器等を工場製作の後、現場施工を行う場合においては、製作期間と現場施工期間の変更を認めます。
現在配置中の技術者は、いつの時点から新たな配置予定技術者とできますか。	原則として <b>手持ち工事の工期（末日）の翌日以後</b> （ただし、当該工事が完成し、事務手続き等のみが残っていることを、工事監督員が書面で認めた場合は、 <b>進捗状況により前後することがある。</b> ）に公表される <b>入札公告</b> から、当該技術者を配置予定技術者として入札参加申込みができます。
<b>4 申請書類</b>	
<b>入札書等の様式</b> をパソコン等により独自に作成してよろしいか。	独自に作成しても構いませんが、 <b>記載内容は消防組合の指定様式に合わせてください</b> 。内容が異なる場合は無効になりますので、十分ご注意ください。
<b>入札書に記載する日付</b> は、いつの日付を記載すればよいのですか。	入札公告で示した <b>入札（開札）日</b> を記載してください。
<b>入札金額と積算内訳書の合計金額</b> が異なった場合、入札は無効ですか。	積算内訳書は、入札金額の根拠となりますので、適正に積算ください。 <b>入札金額が積算内訳書の合計金額以下（同額も可）の場合は有効</b> とします。
<b>積算内訳書の様式指定</b> はありますか。	<b>様式に指定はありません</b> 。設計図書に従い積算した内訳書に、必ず工事番号、工事名及び商号又は名称を明記してください。

<b>5 郵便入札</b>	
送付方法は、普通郵便又は宅配便でも構いませんか。 また、 <b>使用する封筒は専用封筒</b> でなければいけませんか。	<b>一般書留郵便のみ</b> 受け付けます。ポストへの投函はできませんので、ご注意ください。 入札参加申込専用封筒で郵送してください。 <b>専用封筒は、設計図書購入時等にお渡し</b> します。専用封筒外で郵送した場合は無効となります。
<b>入札書を入れる別封筒</b> はどのようなものを使用すればよいのですか。	任意の封筒を使用していただいて構いませんが、必ず、 <b>入札書を封入封かん</b> のうえ、 <b>工事番号、工事名及び商号又は名称を明記</b> し、入札参加申込専用封筒に同封のうえ郵送してください。
郵便局の受付時間について教えてください。	郵便局窓口の <b>取扱時間は各郵便局によって異なります</b> ので、事前に郵便局へ確認してください。また、入札募集情報で示した受付期間は、龍野郵便局への到着日ですのでご注意ください。
入札関係書類を <b>郵送後、都合により辞退</b> することは可能ですか。	一旦提出した申込書類等は、落札決定前であっても、引換え、書換えすることはできませんし、 <b>入札の辞退もできません</b> 。また、落札決定後の辞退は、西はりま消防組合入札参加資格制限措置（指名停止処分）の対象となります。
<b>6 開札</b>	
<b>郵便入札における開札立会人</b> にはどのような人がなれますか。	開札の対象となる工事に入札参加申込みをしている事業者の代表者（支店登録の場合は支店長）又は代表者からの立会人委任状及び受任印を持参している者が立会人になることができます。
入札参加資格はないのですが、 <b>開札を傍聴</b> することはできますか。	開札は、入札参加申込みの有無にかかわらず、誰でも傍聴することができます。担当職員の指示に従い、開札会場内での通話や私語は禁止します。
落札となるべき <b>同額入札者が2人以上ある</b> ときは、どのように落札者を決定するのですか。	開札の結果、落札となるべき同額入札者が2人以上あるときは、当該入札の落札者の決定を保留とします。 同額入札者本人又は委任状を持参した代理人全員が入札会場内にいるときは、その場で <b>くじ引きにより落札者を決定</b> します。 同額入札者（代理人）の一部又は全員が入札会場内にいないときは、翌日（休日のとき

	は直後の開庁日)、くじ引きにより落札者を決定します。なお、同額入札者（代理人）がこのくじ引きに参加できない場合は、当該入札事務に関係のない組合職員が代わってくじを引くこととします。(くじ引きは辞退できません。)
<b>7 その他</b>	
<b>入札者が1人</b> でも入札は執行されますか。	一般競争入札の場合、 <b>1人以上</b> で入札は <b>執行し、成立</b> します。
入札参加資格の有無等について <b>事前審査</b> を受けられますか。	<b>希望者のみ</b> 消防本部総務課で事前確認を行いますので、入札参加申込書等を持参ください。

# 入札・契約のしおり

## 西はりま消防組合

### (趣旨)

第1 このしおりは、西はりま消防組合の工事又は工事に係る測量・建設コンサルタント業務（以下「工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を地方自治法、地方自治法施行令、西はりま消防組合契約規則その他の法令、規則などに基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、このしおりを十分に承知して入札に参加してください。

### (入札参加)

第2 入札参加者は、次の各号に掲げる事柄に留意のうえ、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、住民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

- ① 連合（談合）その他不正な行為を絶対行わないこと。
- ② 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- ③ 積算に当っては、十分に調査、研究し的確な積算を行うよう心掛け、積算根拠の提出を求められても提出できるようにしておくこと。

### (入札参加の資格制限)

第3 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- ① 入札に際して、不正行為等を行ったと認められる者
- ② 入札日において、入札参加の資格制限又は指名の停止を受けている者
- ③ 委任状を持参していない代理人（持参方式入札）
- ④ 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除された者は、この限りではありません。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがある者
- ⑥ 入札公告等により入札参加資格の条件を示した場合は、入札時点で当該条件のいずれかを満たさなくなった者

### (指名停止)

第4 入札参加者が、西はりま消防組合入札指名停止基準の別表各号のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。この場合において現に指名しているときは、当該指名を取り消します。

### (入札)

第5 入札参加者は、入札公告、入札通知書、設計図書（設計書、図面、仕様書等）を熟覧のうえ、入札してください。なお、設計図書等に疑義があるときは、質問することができます。

- 2 持参方式入札において代理人をもって入札する場合は、入札に関する委任状を持参のうえ、入札前に提出してください。
- 3 入札書は、「入札書」と表記のうえ工事名等を記載した任意の封筒に封かんし、入札執行者が指示する日時までに直接入札箱に投かん又は郵送してください。
- 4 入札者は、第3に規定する者を入札代理人とすることはできません。
- 5 入札者は、入札に際し入札書に使用する印鑑を持参してください。（持参方式入札）



- 6 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税算入前の金額をアラビア数字で表示してください。
- 7 入札書を投かんした後において、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 8 入札に際しては、必ず入札価格決定に係る積算内訳書を提出してください。

#### **(入札の辞退)**

第6 入札参加者は、入札執行が完了するまでは、次の各号に掲げる方法によりいつでも入札を辞退することができます。ただし、郵便方式入札においては、郵送後の辞退はできません。

- ① 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届を消防本部総務課に直接提出するか、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）又は送信してください。
- ② 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出してください。（持参方式入札）

2 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等において不利益な扱いを受けることはありません。

#### **(入札の取消し又は執行中止)**

第7 不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消します。

- 2 天災事変等やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。
- 3 この場合において、入札者が損失を受けることがあっても、消防組合はその損害を補償しません。

#### **(開札)**

第8 開札は、入札の終了後直ちに当該場所において、入札者及び入札立会人の立会いのもと（郵便入札は除く。）に行います。

#### **(落札者の決定方法)**

第9 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるなど契約の相手方として著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としません。

- 2 最低制限価格制度を適用する入札（予定価格が1億5千万円未満の工事）においては、予定価格の制限の範囲の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 3 低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準最低価格以上で調査基準価格を下回る入札が行われたとき（調査基準最低価格を下回る入札は失格）は、落札の決定を保留し、調査基準最低価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者について、当該契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査のうえ落札者を決定します。調査基準価格を下回る入札がない場合は、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 4 総合評価方式による入札の場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が、消防組合にとって最も有利な申込みをした者を落札者とします。
- 5 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。なお、この場合くじ引きを辞退することはできません。

#### **(予定価格の公表)**

第10 予定価格の公表は、事後公表となります。

(再度の入札)

第11 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、担当者が指定する日時において再度の入札を行います。

2 入札の回数は、原則として2回までとし、再度の入札の結果落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

3 再度の入札に参加できる者は、初度の入札において有効な入札をした者とし、初度の入札において入札に参加しなかった者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた場合におけるその価格未満の入札を行った者は、参加できません。

(契約の締結)

第12 落札者は、落札決定の日(決定日含む。)から原則7日以内に契約を締結しなければなりません。

2 落札者が、所定の期間内に契約を締結しないときは、当該落札は効力を失うものとします。

3 落札者が、落札決定から契約締結までの間に第3による「入札参加の資格制限」又は第4による「指名停止」を受けたときは、契約を締結しません。

(工事の着手)

第13 契約を締結した者は、契約を締結した日から7日以内に工事に着手しなければなりません。

(議会の議決を必要とする契約の締結)

第14 予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決を要するため、落札決定後仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結します。

2 仮契約締結後、本契約を締結するまでの間に、仮契約を締結した者が第3による「入札参加の資格制限」又は第4による「指名停止」を受けたときは、仮契約を解除し本契約を締結しない場合があります。なお、仮契約を解除した場合は、消防組合の一切の損害賠償の責を負いません。

(契約の確定)

第15 契約書の作成を省略する場合を除き、契約は、契約の当事者である双方の者が契約書に記名押印したときに確定します。

(契約保証金)

第16 落札者は、契約を締結しようとするときは、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の一部又は全部を納めなくてもよいこととなります。

① 落札者が保険会社との間に消防組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を消防組合に寄託したとき。

② 国債、銀行(小切手法第59条の規定により銀行と同視される人又は施設を含む。)が支払保証をした小切手、銀行の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(以下「保証事業法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証を担保として提供したとき。

(建設業退職金共済制度)

第17 落札者は、契約を締結しようとするときは、当該契約金額が100万円以上の工事である場合においては、契約金額及び業種に応じ別に定める割合により計算した額以上の共済証紙を購入し、購入の際に金融機関が発行する掛金収納書を貼り付けた建設業退職金共済証紙

確認書を契約締結後1か月以内に提出してください。

#### (前金払)

第18 西はりま消防組合財務規則（平成25年規則第29号）第65条第1項の規定による公共工事の前金払は、設計金額が5百万円以上で、工期が80日以上に限り実施します。

2 前金払の額は、工事請負金額の40%以内（10万円未満切捨て）、限度額5千万円とします。

#### (技術者の適正な配置等)

第19 建設業法では、建設工事の適正な確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の監理を行う者として、「主任技術者」を置かなければなりません。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3千万円（建築一式工事の場合は4千5百万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと」を意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないものとし、当該請負者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者を設置する必要があります。

なお、「重要な工事」とは、消防組合が特に認めた工事又は建設工事で工事1件の請負代金の額が2千5百万円（建築一式工事の場合は5千万円）以上のものをいい、「恒常的な雇用関係」については、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合を除き指名若しくは入札の申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

雇用関係の確認は、健康保険被保険者証、被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、市県民税の特別徴収税額のお知らせ、雇用保険被保険者証により行うものとします。

落札者が技術者の適正な配置ができないときは、落札はその効力を失い、当該業者について指名停止を行います。

#### (建設業法関連等)

第20 「建設産業における生産システム合理化指針」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。

2 請負人は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3千万円（建築一式工事の場合は4千5百万円）以上となるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに本消防組合監督員（以下「監督員」という。）に提出しなければなりません。また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。

3 請負人は、その請け負った建設工事を如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に受け負わしてはなりません。

#### (その他)

第21 同一の工事等の指名業者間において、下請けをすることはできません。

## 指 導 事 項

### 1 建設工事の適正な施工について

- ① 工事の施工に当たっては、契約書、西はりま消防組合契約規則及び建設業法等関係法令を遵守すること。
- ② 工事の施工は、契約書、設計書、図面及び仕様書等に基づき、監督員の指示及び監督に従い適正に行うとともに、必ず工期内に完成すること。
- ③ 請負人の責めに帰する理由により、工期内に工事を完成できない場合は、違約金を徴することがあるため、慎重に工程管理を行い工期を遵守すること。
- ④ 工事現場には、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事務を処理する者として現場代理人を設置すること。
- ⑤ 工事現場には、工事の工程管理、品質管理、安全管理等を行うために主任技術者又は監理技術者を置くこととし、その設置に当たっては自社の適切な資格、技術力を有する者を選任すること。
- ⑥ 受注者は、事故等の発生時に第三者又は労働者等に与える損害賠償を填補するため、建設工事保険、組立保険、土木工事保険、火災保険、労働災害総合保険、請負業者賠償責任保険等、工事の種別、施工内容等に応じた任意保険の加入に努めること。

### 2 工事の下請契約の適正化について

- ① 建設業及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を失うような行為を行わないこと。
- ② 請負者は、下請業者に対し必要な指導、援助を行い、下請代金支払遅延等防止法を遵守すること。
- ③ 下請施工を必要とする場合には、その建設工事の施工に関し、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況等を勘案し、優良な下請業者を選定するとともに下請契約に際しては、建設業法第19条に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容をもつ契約書による契約に努めること。
- ④ 不必要な重層下請は、「通常必要と認められる原価」に満たない金額で下請させることとなり適正な工事の施工が保証されないだけでなく、倒産する業者も現れ紛争等が生じる恐れもあるため行わないこと。

### 3 過積載による違法運行の防止について

- ① 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② さし柵装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ④ 建設発生土の処理及び骨材等の資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑤ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- ⑥ 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行っている場合又はさし柵装着車、不表示

車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な処置を講ずること。

- ⑦ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進すること。
- ⑧ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- ⑨ 下請負人がある場合にあっては、以上のことについて十分指導すること。

#### 4 労働災害の防止等について

- ① 工事の施工に当たっては、危険を防止するために必要な措置を講じるなど安全管理を適正に行い、労働災害の防止に努めること。
- ② 建設技能労働者の円滑な確保を図り、適切な資金等、雇用・労働条件の改善に留意すること。

#### 5 建設廃棄物の再資源化及び適正処理について

- ① 建設工事においては、廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物の処理を行う責任は元請業者にあるため、処理業者等関係者との協力体制をつくり、工事の一環として適正に処理すること。
- ② 産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正な処理を行うこと。